

## 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表（修正骨子案）

新	旧
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 略 イ 略 ウ 食品の<u>需給</u>・価格動向等に関する事</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア <u>非常通信</u>の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>イ 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>による災害対応支援</u></p> <p>ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</p> <p>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</p> <p>オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p> <p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (1) 略 (2) 略 (3) 略</p>	<p>P 1 5</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 略 イ 略 ウ 食品の<u>需要</u>・価格動向等に関する事</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア <u>非常無線通信</u>の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事</p> <p>イ 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>の派遣に関する事</u></p> <p>ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに<u>関すること</u></p> <p>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に<u>関すること</u></p> <p>オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に<u>関すること</u></p> <p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (1) 略 (2) 略 (3) 略</p>

新	旧
<p>(4) 略  (5) 日本赤十字社神奈川県支部  ア 略  イ 略  ウ 略  エ 略  オ 略  カ その他<u>応急対応</u>に必要な業務</p>	<p>(4) 略  (5) 日本赤十字社神奈川県支部  ア 略  イ 略  ウ 略  エ 略  オ 略  カ その他<u>災害救護</u>に必要な業務</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり  第2節 防災知識の普及・啓発  (略)  第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進本部</u>  (略)  <b>2 防災教育の推進</b>  保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図ります。  また、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の<u>推進</u>や教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p>	<p>P 3 1  第2章 災害に強い組織・人づくり  第2節 防災知識の普及・啓発  (略)  第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進本部</u>  (略)  <b>2 防災教育の推進</b>  保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図ります。  また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p>
<p>第4章 平常時の対策  第6節 避難対策  (略)  第2 避難所運営体制の強化 <u>市民安全部、文化生涯学習部、保健所、配備職員、自主防災組織</u>  <b>1 避難所運営体制の強化</b>  大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共</p>	<p>P 7 3  第4章 平常時の対策  第6節 避難対策  (略)  第2 避難所運営体制の強化 <u>市民安全部、文化生涯学習部、保健所、配備職員、自主防災組織</u>  <b>1 避難所運営体制の強化</b>  大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共</p>

新	旧
<p>同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。<u>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所等の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めます。</u></p>	<p>同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。</p>
<p>2 略 3 略 4 略 5 略</p>	<p>2 略 3 略 4 略 5 略</p>
<p><b>第3 防災資機材等の整備</b> <b>市民安全部、自主防災組織</b></p> <p>市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。<u>市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</u></p> <p>また、市は要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p>	<p><b>第3 防災資機材等の整備</b> <b>市民安全部、自主防災組織</b></p> <p>市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。</p> <p>また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p>
<p><b>第4 要配慮者の避難対策</b> <b>市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、保健所、自主防災組織</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 障がい者、高齢者等への対応</b></p> <p>市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者及び高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。</u>また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MC A無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</p>	<p><b>第4 要配慮者の避難対策</b> <b>市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、保健所、自主防災組織</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 障がい者及び高齢者等への対応</b></p> <p>市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者及び高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MC A無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</p>

新	旧								
<p>第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第4 要配慮者等への配慮 <b>市民安全部</b> 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーを有する者等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。</p>	<p>P80 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第4 要配慮者等への配慮 <b>市民安全部</b> 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。</p>								
<p>第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第1 緊急輸送道路等の指定 <b>市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</b> 1 緊急輸送道路の指定 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。</p> <table border="1" data-bbox="129 981 1120 1101"> <tr> <td data-bbox="129 981 331 1053">第1次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="331 981 1120 1053">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1053 600 1101">路線名</td> <td data-bbox="600 1053 1120 1101">区間</td> </tr> </table>	第1次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。	路線名	区間	<p>P85 第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 第1 緊急輸送道路等の指定 <b>市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</b> 1 緊急輸送道路の指定 県は、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南港）等及び隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。</p> <table border="1" data-bbox="1146 981 2134 1109"> <tr> <td data-bbox="1146 981 1317 1053">第1次路線</td> <td data-bbox="1317 981 2134 1053">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1053 1617 1109">路線名</td> <td data-bbox="1617 1053 2134 1109">区間</td> </tr> </table>	第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。								
路線名	区間								
第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。								
路線名	区間								
<p>第4章 平常時の対策 第17節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略) 第1 ボランティアの活動環境の整備 <b>福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会</b> 1 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、NPO・</p>	<p>P94 第4章 平常時の対策 第17節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略) 第1 ボランティアの活動環境の整備 <b>福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会</b> 1 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、NPO・</p>								

新	旧
<p>ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</u></p>	<p>ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動 (略) 第4 要救助者の搜索 <b>消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊</b> 市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。<u>また、市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。</u>なお、要救助者の搜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。多数遺体の場合は、遺体を遺体収容施設へ搬送します。</p>	<p>P 1 1 4 第5章 災害時の応急対策活動 第3節 消火、救助・救急活動 (略) 第4 要救助者の搜索 <b>消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊</b> 市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。なお、要救助者の搜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。多数遺体の場合は、遺体を遺体収容施設へ搬送します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第5節 津波対策 (略) 第2 津波情報の伝達 <b>総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部、消防団、横浜地方気象台</b> 1 津波情報の受伝達 市は、あらゆる手段の活用を図り、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、<u>津波注意報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を予め検討し、津波注意報等を伝達します。</u></p>	<p>P 1 2 2 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 津波対策 (略) 第2 津波情報の伝達 <b>総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部、消防団、横浜地方気象台</b> 1 津波情報の受伝達 市は、あらゆる手段の活用を図り、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波注意報等を伝達します。</p>

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略)</p> <p>第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、広域連携班、 救援物資対策班、関東農政局</span></p> <p>1 略 2 災害救助法適用時の供給要請 (略)</p> <p>なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農産局農産政策部貿易業務課</span>）に要請することとします。</p>	<p>P 1 4 0</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略)</p> <p>第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、広域連携班、 救援物資対策班、関東農政局</span></p> <p>1 略 2 災害救助法適用時の供給要請 (略)</p> <p>なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">政策統括官付貿易業務課</span>）に要請することとします。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動 (略)</p> <p>第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請受入れ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、京浜河 川事務所、横浜国道事務所</span></p> <p>(次ページ)</p>	<p>P 1 6 4</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動 (略)</p> <p>第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受入れ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、横 浜国道事務所、京浜河川事務所</span></p> <p>(次ページ)</p>



新	旧
<p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>復旧・復興支援技術職員派遣制度</u>、協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れます。</p>	<p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>応急対策職員派遣制度</u>、協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れます。</p>